

	12/18	12/19

事務連絡

平成23年12月14日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が一部改正され、印紙税につき、下記のとおり非課税措置が拡充等されました。

つきましては、国税庁が作成した「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）」の周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下の建設業者に対する周知方宜しくお願ひします。

なお、本リーフレットにつきましては、平成23年12月14日14時30分から国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）にも掲載されますので、ご参考までに併せて連絡します。

記

東日本大震災の被災者が、滅失等した建物の代替建物を取得する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」については、印紙税が非課税とされていますが、この非課税措置の適用範囲が拡充され、次のいずれかに該当する場合に作成するものが含まれることとなりました。

- ① 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」といいます。）が所在した土地を譲渡する場合
- ② 対象区域内建物を譲渡する場合
- ③ 対象区域内建物に代わる建物（以下「代替建物」といいます。）の敷地の用に供する土地を取得する場合
- ④ 代替建物を取得する場合
- ⑤ 代替建物を新築する場合

上記①から⑤の場合に作成するものについての非課税措置の適用期間は、警戒区域設定指示等が行われた日から、その警戒区域設定指示等が解除された日から起算して3月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日までとされています。

※ 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

なお、上記以外の追加措置については、「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（印紙税関係）」をご覧ください。